

外国出願補助金の紹介

総務部 普及支援課 支援企画班 矢作 翔一

抄録

中小企業等の外国出願費用の半額を補助する外国出願補助金に関して、制度の背景や概要、効果についてご紹介します。

(1) 背景・経緯

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでおり、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、その第1段階として進出先において知的財産権を取得することが重要となります。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資金力に乏しい中小企業にとっては大きな負担となっています。

そのため、特許庁では、平成20年度から中小企業の戦略的な外国出願を後押しするため、外国出願にかかる費用の半額を補助する「外国出願補助金」を実施しています。

制度創設時は、愛知県や岩手県等の一部の地域で実施されていた地域の外国出願支援事業を国が補助する形で始まったため、各都道府県に設置されている都道府県等中小企業支援センター（以下「センター」という）のみを通じて事業を実施してきましたが、地域の事情により事業を実施できない空白地域の存在が課題となったことから、平成26年度から従来の地域実施機関としてのセンターの他、新たに全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を補助事業者に加え、全ての都道府県の中小企業に対し、支援が可能になりました。

また、当初は特許出願のみを補助対象としていましたが、平成22年度には意匠・商標を対象に拡充するとともに、平成25年度には実用新案・冒認対策商標出願（冒認出願の対策を目的とする商標の外国出願のこと）、平成27年度には意匠の国際登録に

関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願も対象とし、対象範囲を拡充しています。

(2) 制度の概要

外国出願を予定している中小企業者等に対し、外国出願に要した費用の半額を補助しています。制度の助成の範囲は、以下のとおりとなっています。

○補助対象者：

中小企業者または中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）、地域団体商標の外国出願については、商工会議所、商工会、NPO法人なども対象

○補助要件：

- ①応募時に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠または商標出願済みで採択後に、優先権（※）を主張して同内容で年度内に外国出願する予定の案件
※商標については優先権を主張しなくても可
- ②先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと
- ③外国で権利が成立した場合等に、「当該権利を活用した事業展開を計画している」または「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと
- ④外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること

○補助対象となる出願種別：

特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標

○補助率：2分の1以内

○補助額：

- 1 企業に対する上限額：300万円
- 1 出願に対する上限額：
 - 特許 150万円、
 - 実用新案・意匠・商標 60万円
 - 冒認対策商標 30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の国内移行費用、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願費用、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく国際出願費用、国内・現地代理人費用、翻訳費用等

(3) 制度の効果

平成20年度の制度創設時から、支援件数は右肩上がりで伸びています。

支援件数の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
支援件数	381件	540件	634件	712件	826件

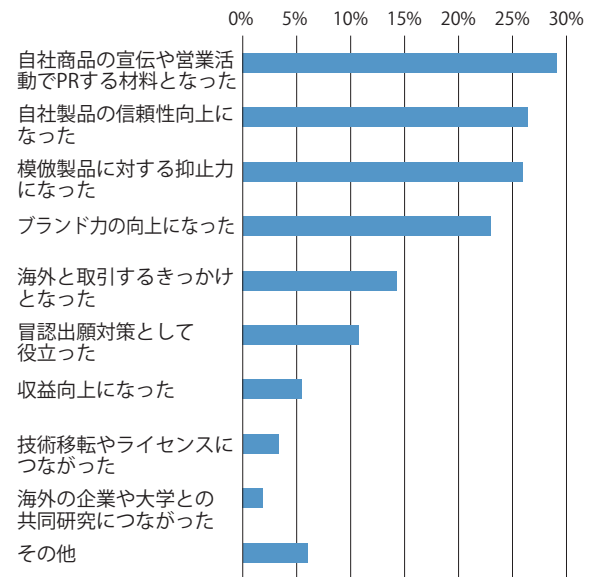
特許庁で実施した調査¹⁾によれば、外国出願経験がない企業のうちの約85%が、本補助金が外国出願のきっかけとなったと答えており、外国出願するだけの資金的余裕がない中小企業に対し、本補助金が外国出願の後押しをしていると考えられます。

また、各国で審査結果が出た案件の登録率は87%と高い数字となっており、実際に支援企業の6割が、本補助金が海外の事業展開に役立ったと回答しています。

そして、本補助金の効果として、4社に1社以上から「自社商品の宣伝や営業活動でPRする材料となった」、「自社製品の信頼性向上になった」、「模倣製品に対する抑止力になった」という声が寄せられています。

実際に、広島県福山市にある「ローツェ株式会社」では、本補助金を利用し、外国に特許を出願したところ、出願後に台湾や米国からの注文が増加し、同社の直近の好業績に寄与しています。また、海外での

本補助金の効果（複数回答）²⁾



模倣品対策・抑制策としても十分に機能しており「外国出願に踏み切ってよかった」と安堵されています³⁾。

(4) 終わりに

特許や商標等の知的財産権は各国の法律に基づいて付与され、その効力は権利を取得した国に限定されます。そのため、権利を取得していない国で、自社の技術やブランド名を他社に無断で使用されたとしても、その国では権利侵害を申し立てることができません。

また、権利を先取りした第三者から権利侵害の指摘を受けるリスクもあります。したがって、海外で安定的に事業を実施するためには、それぞれの国で権利を取得する必要があります。

そうしたトラブルに巻き込まれないためにも、海外展開をしている企業の方や海外展開を検討している企業の方は、本補助金の活用をぜひご検討ください。

Profile

矢作 翔一（やはぎ しょういち）

平成27年10月 特許庁入庁
平成30年4月より現職

1) 平成29年度外国出願補助金にかかるフォローアップ調査
2) 平成29年度外国出願補助金にかかるフォローアップ調査報告書から筆者作成
3) 外国出願補助金事例集2017から引用